

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学独立行政法人等非識別加工情報の作成に関する基準

平成29年5月30日
学 長 裁 定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（平成17年規程第6号。以下「規程」という。）第36条第1項の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の作成に関する基準について次のとおり定める。

- 1 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 2 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 3 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に独立行政法人等において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- 4 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 5 前各項に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

附 則

この基準は、平成29年5月30日から施行する。